

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

昭和45年3月30日

規則第6号

改正 平成17年5月規則第1号

令和3年11月 同 第1号

三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関しては、三条市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成17年三条市規則第22号）を準用する。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月規則第1号）

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。